

松山地方裁判所委員会（第31回）議事概要

1 日時

平成30年4月18日（水）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員） 伊名波宏仁，大熊伸定，金沢敏郎，久保井恵子，鈴木静，竹本道代，長井基裕，蜂須賀三紀雄，八塚洋，山本雄次（五十音順）

（事務担当者） 西山民事首席書記官，今井刑事首席書記官，高津事務局長，藤野総務課長，多田総務課課長補佐

4 議事（委員長，委員）

（1）松山地方裁判所長あいさつ

（2）委員の自己紹介

（3）裁判員裁判の近時の運用についての説明

末弘刑事部総括判事から松山地方裁判所の運用について説明した。

（4）41号法廷及び評議室見学

（5）意見交換

裁判員裁判対象事件が起訴され，実際に法廷での審理が始まるまでの期間の長さについて，どのような印象を持っているか。

裁判はものすごく長くかかるというイメージがあるので，裁判員裁判も裁判員が長く拘束されるのではないかと思っていた。

公判前整理手続の期間が長くなれば，被告人や関係者の記憶が薄れるという点，人権の観点からは被告人の身柄拘束につながっていく点，それから裁判員裁判の対象事件は，社会を不安に陥れていくような事件が多いことから，早く真相を明らかにしてほしいという思いもある。被害者はもちろん，社会

的にも影響があるので、期間をできるだけ短縮することに向けて尽力していただきたい。

- 争点がない事件でも三、四か月かかるということであるが、結構時間がかかっているという印象である。事案によっては、慎重にしなければならないが、争点がない事件では2か月くらいでできるのではないか。
- 一般人からして裁判は長いという印象があるので、可能であれば、スピーディな審理をお願いしたい。
- 刺激の強い証拠の取調べが裁判員に与える精神的負担について報道されているが、どのような印象を持っているか。
- 裁判員はそのような悲惨なものを見るのは初めてであろうから、精神的に負担と感ずるのは当然である。
- かなり以前から刺激の強い証拠の取調べにおいては、裁判員に負担をかけないように裁判所が配慮しているとの印象は受けている。
- 以前、交通事故の写真を見たことがあるが、今でもかなり印象に残っている。もっと悲惨な事件だったら、もっと印象に残るのではないか。それが裁判の争点ということになれば、仕方がない部分もあるが、適切な配慮はしていただきたい。
- 裁判員候補者は遺体写真などの刺激の強い証拠の取調べについて、不安に思う人は少なくないが、実際に衝撃を受けたと述べた裁判員はそれほど多くはない。イラストを用いた説明、選任時や審理の中で十分説明をし、衝撃を和らげる運用がされているのだと思う。
- 悲惨な写真を見て衝撃を受けたという報道で、私も見たくないなと思っていたが、イラスト等を用いるなどの配慮がされているというのであれば、裁判員をやっても構わないと思った。しかし、実際に見るとなれば、衝撃が強いと思うので、できるだけいろいろな配慮をしていただきたい。

- 裁判員裁判の対象事件は重大なものが多く、刺激の強い証拠の取調べは裁判員制度そのものが持っている課題ではないか。裁判員制度はそこを直視しなければいけない制度であるから、この問題については常に考えていかねばならない。
- 裁判員裁判の目的が国民からの信頼を保つということであるから、避けては通れない問題である。その上で、いろいろ工夫して、積み重ねていくしかない。
- 性犯罪を中心にして、裁判所が被害者の名前や住所等を法廷で明らかにしない被害者特定事項の秘匿決定をしていることがあるが、このような被害者のプライバシー保護の要請が強い事件について、報道の際にどのような点に留意されているか。
- 被害者のプライバシー保護の要請が強い事件の報道については、当然、配慮している。マスメディアが行き過ぎた報道をしてしまったら、名誉にかかわる問題なので、常に注意している。
- 実名報道が原則であるが、性犯罪被害者については、人権に配慮して匿名で報道する傾向になっており、犯罪内容も個別に検討して報道している。ただ、被害者の特定事項の秘匿決定の必要性、特定事項の範囲については、刑事訴訟法で定める「名誉、社会生活の平穏が著しく害されることがあることが認められる場合」に当たるか慎重な検討がなされるべきである。
- 法廷内の安全確保等の観点から、保釈中の被告人に対して入廷時に所持品検査を実施したり、事案によっては、傍聴人に対しても同検査を実施したりすることがあるが、どのような印象を持っているか。
- 従前裁判所が所持品検査を実施していなかったということに違和感がある。
- 裁判の公開原則からすると、原則は今までどおりで、所持品検査の実

施の判断はケースバイケースになるのではないか。

- 裁判員に対して、暴力団員が声かけをしたという事案があったことからすると所持品検査は必要ではないか。
- プライバシー侵害という声もあるが、法廷は紛争の場であり、関係者が凶器を持ち込む可能性がないとはいえないから、所持品検査は必要ではないか。
- 必要性があれば、仕方がない。ただ、その必要性については説明ができるようにしておかなければならない。
- 飛行場では所持品検査をしているが、苦情を述べる人はほとんどいないことから、法廷に入る前に、所持品検査をされても、プライバシー侵害だという人はいないのではないか。今まで裁判所で所持品検査をしていなかったことが不思議な感じがする。
- 警察官が法廷等を巡回することについてはどうか。
- 裁判は紛争の場であるから、そこに警察官がいたからといって違和感はない。「金融機関等では見せる警備」として、積極的に警察官に来てもらっている。
- 法廷に警察官がいることが原則になることについては、違和感を覚える。暴力団事案や爆破予告があった場合など、限定的な運用にとどめ、慎重に判断されるべきである。
- 必要なときに対応してもらえれば足りるのではないか。警察官が裁判所を巡回しているのは違和感がある。
- 裁判員裁判の辞退率上昇，出席率低下について報道されることがあるが、どのような印象を持っているか。
- 人手不足が顕著になっている状態で、働いている人が何日間も仕事を離れなければいけないことになるとなかなか対応しきれないのではないか。人口減少の中で裁判員制度をどうしていくのかということも検討し

ていかなければならないのではないか。

- 日本の雇用状況の中では裁判員裁判に参加しにくいという現状はあるが、こうした社会参加を企業などが認めていける状況をどうやって国家が作っていくのかということが大事ではないか。裁判員裁判がきちんと広報され、フィードバックされていくことによって、仕事中心ではない日本を作る一助にもなるのではないか。また、学生は男女を問わず、裁判傍聴に行きたいと望む者が多くなってきていることから、法教育や法文化を広めていくという方向でも考えていくべきである。
- 辞退率の上昇が日程だけの問題でなく、裁判員の責任などを考えて躊躇することもあるのではないか。意識の中で広がっていくような広報のやり方を検討していけばよいのではないか。
- 審理期間が5日間でも長いと感じる傾向があるが、裁判員経験者が記者会見で語る充実感とのギャップをどう埋めていくことができるのか考えていくべきである。一般人は自分が法律の素人であるとか被告人の運命を左右してしまうことに不安を持っている。裁判員経験者は、裁判員裁判について、人生の中で経験するのに価値のあるものだとか、裁判所が丁寧に分かりやすく説明してくれたので安心できたなど肯定的に捉えている。裁判員経験者には守秘義務があるが、もっと裁判員経験者に語っていただけるような環境づくりが大切ではないか。
- 裁判員裁判を知ってるか知らないかで、辞退率に大きく影響があるのではないか。裁判員制度を知ってもらうような工夫が必要で、知らないから不安ということを払拭していかなければならないのではないか。
- 裁判員制度の導入時にはいろいろマスコミで取り上げられていたが、時間が経過し、記憶から薄れてきて、いざ、通知がきたら、面倒だというのが本音ではないか。制度導入時よりは辞退率が増加するのはやむを得ないのではないか。

□ 市民フォーラムや大学等で裁判官や裁判員経験者が法教育することが大事である。

(6) 次回期日について

平成30年10月31日(水) 午後3時

(7) 次回テーマについて

「労働審判制度について」